

秦野市国民健康保険条例等の一部を改正することについて

秦野市国民健康保険条例等の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 30 年 2 月 26 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、次のとおり改正するものであります。

- (1) 国民健康保険法施行令の一部改正により、被用者保険等保険者から選出する秦野市国民健康保険運営協議会の委員の定数を定めること。
- (2) 地方税法の一部改正により、国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金として神奈川県に納付するよう改められたことに伴い、その課税額の規定を同法の改正内容に合わせて改めること。
- (3) 高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、国民健康保険法の規定による住所地特例を適用していた者を、本市が後期高齢者医療保険料を徴収する者として追加すること。

秦野市国民健康保険条例等の一部を改正する条例

(秦野市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 秦野市国民健康保険条例（昭和34年秦野市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条各号中「4人」を「4名」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) 被用者保険等保険者を代表する委員 1名

(秦野市国民健康保険税条例の一部改正)

第2条 秦野市国民健康保険税条例（昭和30年秦野市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県の国民健康保険に関する特

別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第3条第2項本文中「前項」を「前項第1号」に改め、同条第3項本文中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同条第4項本文中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第15条第1項中「次条」を「第16条」に改め、同条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条第2項中「書類を」を「書類の提示を求められた場合においては、これを」に改める。

(秦野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第3条 秦野市後期高齢者医療に関する条例(平成20年秦野市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「高齢者の医療の確保に関する法律(以下「法」という。)第55条第1項本文」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項各号」を「法第55条第1項各号」に改め、同条第3号中「法第55条第2項第1号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「法第55条第2項第2号」の次に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であつて、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項又は第2項の規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であつたもの

第5条中「同条例附則第3項中」の次に「「年14.5パーセント」とあるのは「年14.6パーセント」と、」を加える。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を附則第3項とし、附則第5項を附則第4項とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第16号 秦野市国民健康保険条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
秦野市国民健康保険条例の一部改正	
(国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 秦野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>4名</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4名</u> (3) 公益を代表する委員 <u>4名</u> (4) <u>被用者保険等保険者を代表する委員 1名</u>	(国民健康保険運営協議会の委員の定数) 第2条 秦野市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。 (1) 被保険者を代表する委員 <u>4人</u> (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 <u>4人</u> (3) 公益を代表する委員 <u>4人</u>
秦野市国民健康保険税条例の一部改正	
(課税額) 第3条 <u>前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</u>	(課税額) 第3条 <u>前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるための</u>

保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための保険税課税額をいう。以下同じ。）並びにその世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち同法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納

付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（神奈川県国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯

2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第11項に規定する額を超える場合においては、基礎課税額は、その額とする。

3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第19項に規定する額を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、その額とする。

4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定す

に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、その額とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額（第16条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下本条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務を消滅した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、その消滅した日（国民健康保険法第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割りによって算定した第3条第1項に規定する額を課する。

3-8 (略)

(特例対象被保険者等に関する申告)

第21条 (略)

る被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、その合算額が法第703条の4第27項に規定する額を超える場合においては、介護納付金課税額は、その額とする。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第15条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者となった者がある場合には、その発生した日の属する月から月割りによって算定した第3条第1項に規定する額（次条の規定による減額が行われた場合には、同条の保険税の額とする。以下本条において同じ。）を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務を消滅した者又は納税義務者の世帯に属する被保険者でなくなった者がある場合には、その消滅した日（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第6条第1号から第8号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで月割りによって算定した第3条第1項に規定する額を課する。

3-8 (略)

(特例対象被保険者等に関する申告)

第21条 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、その納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

2 前項の申告書を提出する場合には、その納税義務者は、雇用保険受給者資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類を提示しなければならない。

秦野市後期高齢者医療に関する条例の一部改正

（保険料徴収の対象とする被保険者）

第3条 本市が保険料を徴収する被保険者は、次の各号のいずれかに掲げる被保険者とする。

(1) (略)

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）
第55条第1項本文（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、
病院等（法第55条第1項各号に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していたもの

(3) 法第55条第2項第1号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していたもの

（保険料徴収の対象とする被保険者）

第3条 本市が保険料を徴収する被保険者は、次の各号のいずれかに掲げる被保険者とする。

(1) (略)

(2) 高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）
第55条第1項本文の規定の適用を受ける被保険者であって、病院等（同項各号に規定する病院等をいう。以下同じ。）に入院等（同項に規定する入院等をいう。以下同じ。）をした際本市に住所を有していたもの

(3) 法第55条第2項第1号の規定の適用を受ける被保険者であって、継続して入院等をしている2以上の病院等のうち最初の病院等に入院等をした際本市に住所を有していたもの

(4) 法第55条第2項第2号（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していたもの

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項又は第2項の規定により本市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であったもの（延滞金利率等の特例）

第5条 保険料に延滞金が生じる場合における秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条の適用に当たっては、同条第1項中「年14.5パーセント」とあるのは「年14.6パーセント」と、「年7.25パーセント」とあるのは「年7.3パーセント」と読み替え、同条第2項中「500円」とあるのは「1,000円」と読み替え、同条例附則第3項中「年14.5パーセント」とあるのは「年14.6パーセント」と、「年7.25パーセント」とあるのは「年7.3パーセント」と読み替える。

附 則

1 （略）

(4) 法第55条第2項第2号の規定の適用を受ける被保険者であって、最後に行った同号に規定する特定住所変更に係る同号に規定する継続入院等の際本市に住所を有していたもの

（延滞金利率等の特例）

第5条 保険料に延滞金が生じる場合における秦野市債権の管理等に関する条例（平成19年秦野市条例第25号）第7条の適用に当たっては、同条第1項中「年14.5パーセント」とあるのは「年14.6パーセント」と、「年7.25パーセント」とあるのは「年7.3パーセント」と読み替え、同条第2項中「500円」とあるのは「1,000円」と読み替え、同条例附則第3項中「年7.25パーセント」とあるのは「年7.3パーセント」と読み替える。

附 則

1 （略）

2－4 (略)

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 第2条の規定による改正後の秦野市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(平成20年度において被扶養者であった被保険者に係る保険料の納期の特例)

- 2 平成20年度において、被扶養者であった被保険者（法第99条第2項に規定する被扶養者であった被保険者をいう。以下同じ。）に係る法第109条の規定により定める保険料の納期は、第4条第1項に定める第4期から第9期までとする。

3－5 (略)

秦野市国民健康保険条例等の一部改正の骨子

1 経緯

持続可能な社会保障制度の確立を図るための医療保健制度改革の推進を目的に『持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律』が平成 27 年 5 月 29 日に公布され、平成 30 年 4 月 1 日に施行されます。

本市においても平成 30 年度国保制度改革に係る法改正の趣旨を考慮し、国民健康保険事業を適切に実施するため秦野市国民健康保険条例、秦野市国民健康保険税条例及び秦野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものです。

2 改正内容

(1) 国民健康保険運営協議会の委員の構成員の追加

制度改革により県の運営協議会では、被用者保険等保険者を代表する委員の選出を必須とし、各市町村の運営協議会では任意に構成員とすることができるよう法改正が行われたため、被用者保険等保険者を代表する委員を構成員に加える改正を行うものです。

(2) 国民健康保険税の課税額の内訳の修正

国民健康保険税の内訳の説明について、国に準じた内容とするよう、課税額の内容として基礎課税額、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に係る部分について、国保事業費納付金として納付するよう改正を行うものです。

(3) 後期高齢者医療保険における住所地特例の対象者の修正

国民健康保険の被保険者であって、国民健康保険法の規定による住所地特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、その住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとなるため、新設された規定に基づく被保険者を、本市の保険料徴収対象に追加するための改正を行うものです。

3 施行期日

平成 30 年 4 月 1 日

国保制度改革による後期高齢者支援金及び介護納付金の流れのイメージ

